■ 令和2年度 第4回 男女共同参画審議会

日時:令和2年10月15日(木)午後3時から

会場:市役所分館6階 1-601会議室

(司会)

ただ今から令和2年度第4回新潟市男女共同参画審議会を開催いたします。

はじめに、男女共同参画課長の稲垣がごあいさついたします。

(男女共同参画課長)

皆さん、こんにちは。第4回審議会ということで、先日の審議会以降、素案に対しまして 多くのご意見を頂戴し、ありがとうございます。その対応の関係で日程をずらさせていただ き、ご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。

今日の審議会は、昨年の事業の評価の仕上げをしたいということが一つです。もう一つは、計画につきましては、今日と、予定では審議会はあと1回ということで、そこで仕上げたいという予定でおります。素案をお示しした後の、計画を仕上げる手前の本格的な協議が本日のこの会議ということで、活発なご意見、それから忌憚のないご意見をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(司会)

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。本日使用する資料は、机上にお配りしております会議次第と資料6の正誤表、資料7の注釈リスト、それから事前にお送りしました資料1から資料5でございます。また、第3次計画の冊子も含めて、不足している資料がありましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

ここで本日の審議会の出席状況をご報告いたします。本日は、弁護士会の内山晶委員がリモートでのご参加、ファザーリング・ジャパンの大堀正幸委員、小学校長会の小林由希恵委員がご欠席で、15名の委員のうち13名のご出席となっております。この審議会は、新潟市男女共同参画推進条例施行規則第15条第2項により、委員定数の半数以上の出席をもって開催することとなっておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、会議録を作成し、市のホームページに掲載する都合上、会議の内容を録音させてい ただきますのでご了承ください。

議事に入る前に、事務局から本日の会議の目的と時間配分の目安について説明いたします。 本日の会議の目的については、まず令和元年度実施事業の第3次評価について、前回いただきましたご意見をどのように反映させたかを5分程度で説明させていただきます。次に、次 期計画の素案について、これも前回の会議とその後いただきましたご意見をどのように反映させたかを説明させていただきます。説明と質疑応答で 70 分程度、概ね 16 時 20 分までと考えております。最後に、前回の審議会でご提示できなかった第5章の部分について、指標や新たな評価方法を併せてご説明いたします。

それでは、ここからは関島会長から議事の進行をお願いいたします。

(関島会長)

本日もどうぞよろしくお願いいたします。前回、たくさん意見が集まり、資料を見せていただきましたら、本当にさまざま、あらゆる角度から、ご経験に基づいてご意見があり、とても有意義な議論になるのではないかと思っております。今回のこの場においても、いろいろな意見がいい計画につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度分事業に対する第3次評価について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

令和元年度事業に対する第3次評価について説明させていただきます。資料1をご覧ください。こちらは、9月10日に開催しました第3回審議会でご審議いただきました令和元年度行動計画の第3次評価案を評価部会の皆様に再度ご確認いただき、それを整理したものです。この案につきましては、事業の所管課も確認しております。

資料2は、第3回審議会の際に皆様からいただいたご意見、事業担当課からの意見と修正 箇所です。

資料1では、2点追記・訂正をお願いします。本日配布した資料6の正誤表のとおりですが、1点目は、資料1の2ページ目の下の注釈の箇所です。資料1の2ページ目、注釈の2、デートDVの説明の箇所ですが、昨年度の評価の注釈が少々分かりづらいというご意見をいただき、「交際中の親密な関係にある二人の間で起こる暴力」と表現を修正しました。

2点目の修正は、資料1の6ページ目、目標4の子育て支援策の充実・介護との両立の項目の上から5行目、「今後は施設の整備や支援員の確保も必要になると考える」という箇所です。「支援員」の後に「ボランティア」という言葉を追記するといった事業担当課の意見があったのですが反映させていなかったため、資料6の正誤表に従い追記をお願いします。

「支援員」という文言は放課後児童クラブのスタッフを指すもので、子どもふれあいスクールの「運営主任等」は、主に地域のボランティアがかかわっているため追記します。

続きまして、資料3をご説明します。こちらは、第3次行動計画の指標として掲げている数値の推移をグラフにしたものです。グラフの多くは第4次行動計画の素案にも掲載されておりますので、重複する部分は説明を省略させていただきますが、素案に掲載されていない

ものの中で1点だけご説明させていただきます。

資料3の4ページ目の目標2、指標6番は、女性委員のいない審議会等の割合の推移を表したものです。しばらくは0を維持しておりましたが、平成30年度に1件、そして令和元年度は、平成30年度に0だった「新潟市指定難病審査会」のほか、「にいがた新潟交通戦略推進会議」、それから「新潟市建設工事総合評価アドバイザー」の3件、女性委員が0の附属機関があるといった結果になりました。この3件については、今後も引き続き女性委員の登用について働きかけてまいります。

(関島会長)

ありがとうございました。今ほどのご説明に、何かご意見、質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

私から一つ、資料1、事業評価の2ページ目の第2段落目、目標6の2行目にかけての「グッズの配布」というのがどうも飛んでいる感じがして、後ろの評価内容には記載が見当たらないので、もしこれを残すのであれば最後のページにもそれに触れるか、または2ページ目のところを削除するかということをご検討いただきたいと思ってお伝えはしていたのですけれども、よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。気づかずに申し訳ありませんでした。ご指摘の目標6のグッズの配布のところですが、これは啓発用のグッズで、広報と同様の意味ということもございますので、「グッズの配布」というところは削除させていただきます。

(関島会長)

ありがとうございます。

それでは、次に第4次男女共同参画行動計画策定について、事務局から概略をご説明いただき、その後、策定部会長の指田委員からご報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私からご説明申し上げます。主に使用いたしますのは、資料4と素案の関係資料でございます。特に配布資料に反映されていないものなども一部ございましたので、資料6の正誤表もご参照いただきながらご説明申し上げます。

前回の審議会の後に素案に対するご意見をたくさん頂戴し、事務局でも審議のお時間をいただき、整理したものを資料4でまとめております。まず、いただいたご意見を資料4につきましてご説明させていただきながら、前回の策定部会でも主に時間を割いて議論をした2点についてもう少しこの審議会の中でもご論議いただきたいと思っております。ひとつは女性の貧困問題の位置づけについて、もう一つは、性的マイノリティの課題を男女共同参画行

動計画に盛り込むということについてです。私からは、まず資料4に基づきましてご説明い たします。

いただいたご意見につきましては、今回の素案に反映させたもののほかにも、明文化はしないものの、事業を実施していく中で検討・対応していくもの、あるいは確認・検討した結果、計画への反映がなかなか難しいなどがあり、そういったものを資料にも対応としてまとめております。

資料4の3ページ、目標1、第3章の1から説明いたします。

目標1ですが、正誤表にございますものからご説明申し上げます。正誤表では上から四つ目、資料のページでいいますと 18 ページにあたりますが、男女共同参画に関する教職員に対する研修について、前回の審議会でご意見をいただき、今回も素案の中で本来は学校人事課が担当する旨追記すべきところ欠落してしまっておりましたので、正誤表へ掲載しました。そして目標1のNo.22、若年層への学習機会に関する取組や指標についてのご意見をいただきました。内容を検討したところ、学校教育での指導などではなかなか市でもコントロールがしにくく、指標への位置づけも含めて素案のとおりとさせていただきたいと思います。

続いて、目標2のNo.30、市の女性職員の登用状況についてのご意見をいただきました。 素案で申し上げますと、21 ページにその記載の箇所がございます。市の女性職員の登用状況に関するご意見として「管理職への女性の登用がまだ進んでいない」との引用がありますが、こちらについては民間の登用状況にかかる素案の記載があり、市の女性管理職登用の目標値で申し上げますと 10 パーセントを突破して現在に至る経緯もある上で、もちろん今後も登用を進める必要があることから、趣旨を踏まえて素案の 21 ページのように修正しました。

続いて、目標3のNo.45のご意見につきまして、企業の取組を促すための行政の働きかけについてご意見をいただいております。こちらでも検討いたしましたが、企業の取組に対するインセンティブの付与や意識啓発事業などは、本市の経済部局とも連携しながら、目標3や目標4に記載のある事業で具体的な取り組みを行う中で対応していきたいと考えています。なお、目標3の(1)の②、及び(2)のタイトルにつきまして、今回改めて事務局の中で、具体的な取り組みの表題を改めた箇所がございます。素案の31ページの目標3の(2)、これまでは「企業における女性活躍に向けた自主的な取組の推進」となり、一方でその上の(1)の②にも類似した表示がございましたので、(2)の「企業における女性活躍に向けた自主的な取組の推進」と記載していたものを、それも含めた「男女共同参画を推進する企業への支援」と言い直し、それに連動する形で(2)の①、女性活躍も含み、男女共同参画ももちろんそうですが、企業に対するそういった取り組みを、その企業に対しての

インセンティブを付与するという形で修正いたしました。

続きまして、目標4でございます。資料4の7ページ目、通しの番号で申し上げますとNo.47、そして8ページ目に通し番号でNo.52 にも、仕事と介護、育児と介護のダブルケアに関連したご意見を頂戴しました。素案の34ページが関連する記載箇所になっておりますが、介護時間のデータなどがあればというご意見で調べてみましたが、市の既存調査では介護のみを抜き出すことが難しかったり、昨年度内閣府の男女共同参画局が実施した家事と仕事のバランスに関する調査でも、こちらは単年度の調査であったり、ほかにも社会生活基本調査なども介護と看護を含む調査でありましたので、調べてみたのですが、母数が少なく、数分というような結果であったりするなど、データの用意が難しく、事務局の提案としましては、働きながら介護の従事する人の増加について、素案の34ページに数値とともに追加するということで修正を加えてみました。また、ダブルケアの課題につきまして、52番の参考意見にも関連するのですが、まずはニーズに応じた充実を検討するところから必要と感じておりますので、具体的な取組については素案のとおりとしたいと思います。

続いてNo.51 のご意見、子育て支援策の取組にかかるご意見でございます。本文の掲載関連個所は 35 ページになりますが、1点目のご意見につきましては、ニーズに対応すべく児童の受け入れに必要な基盤整備や子育てサービスの充実に取り組んでおり、そのような現状を改めて本文に追記します。2点目のご意見、地域における子育て支援の拠点、本市では子育て支援センターを指しますが、利用者数の減少に伴う事業内容の見直しも課題となっているため、こちらは素案のとおりとさせていただきたいと思っております。

続いて目標 5、No. 58 の妊娠・出産等に関する健康支援について、中絶についても盛り込んでもらいたいというご意見をいただきましたが、これにつきましては、具体的な取組の中に記載のある望まない妊娠を防ぐための啓発に含み、取り組んでまいりたいと思いますので、タイトルの修正ではなく、そちらに位置づけて取り組むことから、素案のとおりとさせていただきたいと考えております。

目標の6につきましては、後ほど改めてご説明申し上げます。

資料の4の11ページ、DV計画にお進みください。72番目に記載のSNSの相談体制についてのご意見でございますが、まずはニーズや課題の把握から始めてまいりたいことから、素案のとおりとしたいと考えております。

最後に、指標につきまして 77 番のご意見の中で、前段のご意見につきましては、先ほど目標1で申し上げました。さらに2点目につきまして、健康寿命の延伸と格差の是正につきまして、「スマイル新潟へルスプラン」を調べてみましたが、何年後の数値目標というような設定がなかったことから、ご意見をいただいた健康寿命の延伸と格差の是正については、

今後、事業評価を進める中で参照していく数値として捉えて活用してまいりたいと考えております。

続きまして、先ほど申し上げました 2 点です。まずは先ほどの貧困問題の位置づけにつきまして、資料 4 では目標 6 でご覧いただけますとおり、さまざまな観点からご意見をいただきました。このままでもよいのではないかというご意見、女性の貧困問題の根底には賃金格差があることを捉えれば目標 3 にも位置づけられるだろうというご意見、主な具体的取組がひとり親家庭への支援となるのであれば、父子家庭も含まれるべきであり、その場合はもともとの目標 4 にも位置づけるべきではないかというご意見などをいただきました。検討した結果を8 No. 65 に代表して記載しましたが、目標 6 のほかに目標 4 にも併記する形で設定しました。

そして、これに対応する具体的な取組として記載のあるひとり親家庭への支援は、素案の47ページに、ひとり親家庭への支援にあたる部分として、ア、経済的支援や就労支援、そしてイ、母子・父子自立支援員による相談・情報提供の部分です。そのほかさまざまな困難を抱える方への支援としては、アの中段の生活困窮者自立支援法に基づく支援及びウの女性相談員による相談支援があたりますが、従来のままの記載では、ひとり親家庭以外に対する支援内容がやや分かりづらいことから、具体的な取組の①のタイトルを「さまざまな困難を抱える方への支援」と修正して記載したいと考えております。

加えて、今回の第4次から、貧困等生活上の困難を抱える女性への支援を追加したことを 踏まえ、目標6の表題についてもその旨盛り込むこととして「女性に対する暴力の根絶と貧 困等生活上の困難への支援」に修正することとしました。ただ、一部素案にその修正が加味 されていない箇所があり、正誤表で修正したいと思います。

続きまして、最後にもう1点、性的マイノリティなどの多様な性についてでございます。 男女共同参画の計画に多様な性について盛り込むことを検討するにあたっては、男女の課題 と性的マイノリティの課題とは性質が異なるものと考えておりまして、この男女共同参画行 動計画ではなく、「新潟市人権教育・啓発推進計画」に定める部分と整理いたしました。た だ、性的マイノリティについては多くの委員から意見をいただきましたので、前回の策定部 会でもご相談申し上げ、男女によらない多様な性があることや、それに対する配慮が必要な ことから、男女の計画では目標5に一文を入れているほか、この計画の中でも相当数使って いる「男女の」という言葉について、特段そうしなくてもいい部分につきましては、「自分 らしく」「性別にかかわらず」という表現に言い換えることなどを全体的に見直しました。

このように整理しましたが、このあと策定部会の部会長からもご報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(指田委員)

では、私から簡単に今の件の説明をさせてください。策定部会で皆様からさまざまなご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

2点、事務局からも説明がありました貧困の位置づけをどこに持っていったら一番いいのかということで、先ほども説明がありましたが、結論としては、目標6と目標4に入れるということです。二つに分かれている理由としては、どちらの貧困か、そのバックグラウンドです。なぜ貧困に陥っているのか。例えばDVが要因であれば目標6になりますし、母子家庭で、父子家庭もありますけれども、DVに関係なく、貧困などによる生活の困窮という場合は目標4ということで分けております。

それからもう一つ、LGBTQ、性的マイノリティの扱いに関しては、新潟市も啓発事業を少しずつ進めていて、認知度も上がってきていますので、どのような扱いをしたらいいのかということでいろいろ議論しました。

結論としては、性的マイノリティという言葉で載せています。具体的に言うと、資料5の11ページの第2章の(4)の3行目です。「また、性的マイノリティなどの性の多様性について」うんぬんと書いてあったりとか、40ページ目標5に「現状と課題」という赤い見出しがあると思うのですけれども、ここの下から3行目のところです。性の理解をして、性的マイノリティの多様な性について理解しましょうといったところなどが要所要所に書いてあるのですけれども、どこまで載せるかというのが難しいものです。もともとこの男女共同参画の行動計画というのは、にいがた未来ビジョンという大きな総合計画の下にぶら下がっている計画の一つです。その中にもう一つ、人権啓発行動計画のような、男女共同参画の行動計画と同じような位置づけの人権の計画があります。そちらで詳しくこの性的マイノリティの方たちのサポートなどを載せておりますので、少し言い方は悪いのですが、あまりこちらが出しゃばり過ぎてもいけないし、載せないわけにもいかないというような形ですので、この行動計画にも要所要所に載せているという感じにしています。こういった状況で、まったく書かないわけではないですが、今後5年間でLGBTQについても何か啓発をしていかなければいけないといった場合には対応できるような形で載せています。私からの説明は、以上です。

(関島会長)

では今、説明がありました貧困等の位置づけや、それから性的マイノリティの記載のしか たについて忌憚のないところでいろいろな意見をいただきたいと思います。すぐには、とい うこともあるかもしれませんので、そのほかお気づきのことがあれば、この機会ですので出 していただいてもかまわないと思いますが、議論としてはその二つの点について深めていけ ればと感じていますが、皆さん、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

性的マイノリティの問題について、新潟市がパートナーシップ宣誓制度をすでに実施しているということは、政策が行動計画に結びついて行ったというところで、こういった言葉を記載することが大事なのだなということを改めて思いまして、それについては、第3章の目標5の具体的取組のところに性と生殖の健康に関する自己決定について、「性の多様性について」という言葉を入れたほうがいいかなと提案したいと思います。

これは、本当にこれから先の、この行動計画はこれから先の5年間のことを言っているので、パートナーシップ宣誓制度をつくったということもあり、このマイノリティとか性の多様性とかはぜひ入れておかなければいけないことかなと思いますので、改めてここで提案したいと思います。

(大瀧委員)

大瀧でございます。前回、審議会を欠席いたしまして、大変申し訳ございませんでした。今ほどの性的マイノリティのお話なのですけれども、国としても確かにこの性的マイノリティに関しての課題というのはやはり重要な課題ということで認識していまして、それに関して、昨年度についても、ダイバーシティ推進事業などにおいて、多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例紹介等の収集などもしたりしています。ただ、性的マイノリティに関しては、LGBTとかLGBTQとかLGBTQIA+とか、まだ整備が進んでいる最中ということで、これはきっと整理自体はそう簡単につくものではないとは思うのですけれども、いろいろな意味でこれからまだ議論や検討を深めていかなければいけないといような部分でもあるので、それに関して政府としても具体的な施策とか対応とかということは、これから随時検討されていくというような段階だと思っております。

そういった中で新潟市の男女共同参画の計画の中に、具体的に盛り込んでいくこと自体がこのタイミングで必要かどうかということを、私は問題として考えています。5か年計画ということですので、当然その中で見直しが行われて、具体的にいろいろなものが整備されてきた中で、市の計画の中に場合によっては盛り込んでいくよう、先ほど議長からお話があったように、一応きっかけはつくっておくけれども、具体的なものに関してはそのところで確認していくというような考え方も一つあるのではないかと思っています。

先ほどからお話があるように、性的マイノリティの部分に関しては、やはり基本的な人権の問題が中心になるのかなというところから考えると、新潟市の別の所管の計画の中にきちんと載っているということを踏まえたときに、そちらとの整合性というものもありますし、あちらこちらに載ること自体がどうなのかという部分というのは確かにあると。そして、施

策の整合性も当然必要になってくるでしょうし、そういったところで言うと、逆にここに載せればいいという判断はどうなのかなという部分があります。

それからもう一つ、やはり行動計画という以上は、やはりPDCAサイクルで検討するというところでいったときに、ある程度具体的な施策というか、行動を定めてそれを検証していくということが必要になってくる中で、はっきりしない部分に関してあまり踏み込んだものということを今の段階で決めてしまうこと自体がどうなのかなということは、私は個人的に疑問に思っています。今、素案の中には性的マイノリティの課題とか、先ほど事務局からもお話があったように、「男女」というところに関しては「自分らしい」ということに変えたりして、そういった意味では非常にバランスよく整理されているのかなと思って読んだものですから、その辺を残した形でかまないとは思うのですけれども、この部分に関しては、この男女共同参画の計画としては、もう少し状況を見ながら考えていったほうがいいのではないかと私自身は思っています。

(鈴木委員)

ありがとうございます。言葉というのは、本当に書かれていなければいけないというところがあるので、行動計画がせっかく今度新しくなるというところでしっかりととどめておかないと、ここにあるからというような、そういったところでもいろいろな施策が進むので、ぜひ、今このときに、せっかく市がそのように先んじて制度をつくっていくのですから、そういった言葉はしっかり入れておいたほうがいいかなと思います。

(田中委員)

LGBTQとか、そういう名前の付け方というのは、あくまでも学問であったり、政策であったりでつけているものなのですけれども、実際に私も当事者の方々とお話しをする機会をいただいたりして感じることは、もうすでに存在していて、すごく生きづらさを感じていらっしゃいます。それは、多分男女共同参画がスタートしたときの女性と同じような立場に存在していることが、名前がつけられていないからとかいうことで目に見えていないのですけれども、実際に非常に生きづらさを感じていらっしゃる。職場の中でも、就職のときに正直に言えばだめだと言われる。逆に男、女というところでトランスジェンダーのことを書いてしまうと、直接担当者の方からのお話だったのですけれども、嘘をついているとか、あるいはひどいというような状態になっている。そういう生きづらさを感じていらっしゃる方がいる中で、男女共同参画という、人権の問題もあるでしょうけれども、生きづらさをなくしていくということをやっていく中で言うと、条例とかそういったものを待たずに一歩先を見て、こっそりと分かっているよということを示すだけでも十分だと思うのですけれども、何らかの言葉を入れるということは大事だと私は思います。

(関島会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(虎岩委員)

少し論点が変わるかもしれませんけれども、この行動計画で、男女共同参画の審議会という立場で性的マイノリティに対してどうとっているかということについてのスタンスが問われているのだろうとは思います。

今、言葉に関しての問題がありましたので、言葉に関して言えば、性別にかかわらずとい ったような、そういう記載の工夫をしてくださったということはいいと思っているのですが、 他方で性的マイノリティに関して言及されているところが、40ページの性に関する正しい 理解の促進において、最後の2行で「併せて性的マイノリティといった多様な性についても」 とあります。先ほど田中委員からご指摘があったとおり、多様な性にかかわって困難を抱え るということにおいては、社会のさまざまな領域であるわけで、例えば労働に関して働くこ とに関してとか、学校教育であるとか、いろいろなところにかかわることであって、今ここ で性に関する理解と生涯にわたる健康の確保の文脈で、特に性に関する正しい理解の促進、 特にこれは文脈を読むと分かると思いますけれども、性行為にかかわるところに性的マイノ リティに関して記載があるということは、性的マイノリティという存在をあくまでも性的な 存在としてみなしているかのような印象を与えます。女性にいろいろな問題があったのは、 男性中心主義的な社会の構成の中で女性がさまざまな困難や問題を抱えていると同時に、女 性と同様に男性中心主義的な社会構成の中にあって、男性以外の性の方々もさまざまに社会 の中で困難を抱えているというような観点から考えれば、性的存在であるという、そういう ラベル貼りはそのスタンスを問われてしまうと思うのです。それでしか捉えていないと、性 的存在としてしか捉えていないという問題が、逆に私たちの側が問われてしまうように思い ますので、その部分を検討すべきかなと思います。

ですので、論点がずれてしまいましたけれども、もちろんどのようなスタンスでといったときに、性別にかかわらずとか、多様な性でということを記載することはとても重要だと思います。人権課題だということもよく分かります。ですので、その存在をこの審議会でどう扱っているのかということについてもやはり厳しい目が注がれると思いますので、その意味では、どのような記載をするかということにも慎重にならなければならないと思っています。伝わりましたでしょうか。

(関島会長)

ありがとうございます。とても学ばせていただきました。

今、人権という話題になっていたので、内山委員からご意見をいただきたいと思います。

一つは、まだ用語の定義がはっきりしていないものを今ここで明文化していいのかというような側面や、実際にすでに困難に立ち当たっている方たちが存在しているということをもっと取り上げたらいいのではないかという意見や、それから、今、この目標5の中で位置づけている条件なのですけれども、それはセクシュアルな側面に注目し過ぎる位置づけであり、本来はもっと社会的に広く困難をもしかしたら抱えていらっしゃるのではないかという、そういう広く人権にかかわる話題に取り上げたと思うのですが、実際に性的マイノリティということが人権の側面からこの審議会でどう位置付けていく、考えていく、捉えていくということがいいのか、弁護士の立場からご意見をいただきたいと思います。

(内山委員)

私は、目標5の関係にだけ入れるのは、確かに先ほど虎岩委員がおっしゃっていたように 違和感があるようには感じます。例えばLGの人、同性カップルの場合、なかなかDVがそ のカップル間であっても、自分がDVに遭っているということを相談するにはカミングアウ トしなければいけないので、相談することができないというような問題があるように聞いて おりますし、そうすると性に関するもの、性と生殖に関するものというだけではなくて、や はり皆がLGBTQという方が社会の身の回りにいるということを前提に行動していないが ために社会的に活動が制約される、DVに遭っても相談できないという話になってくると思 いますので、性と生殖だけで入れるのは違和感がある一方、おっしゃるとおり、人権問題、 今みたいにDVに遭っても援助が受けられない、差別されることを覚悟でカミングアウトし なければいけないし、カミングアウトしても本当に配偶者暴力相談支援センターが相談にの ってくれるのか分からないというような状況なので、人権問題は人権問題なのだと思います。 この男女共同参画の枠組みの中でも取り組むことが可能なので、どこかに位置づけること ができるのであれば、もちろん取り組んだらいいと思うのですけれども、問題がけっこう大 きい、広範なので、男性と女性の賃金格差ですとか、女性が意思決定の場にいないといった ような問題とも別の大きい問題だと思いますので、ここにうまく位置づけができる範囲で位 置づけるのはかまわないと思いますけれども、すべてをここに解消することは難しいのでは ないかと思います。

(関島会長)

ありがとうございました。

(西條委員)

西條です。よろしくお願いします。

新潟市の方に質問したいのですけれども、最近、去年、今年でしょうか、パートナーシップ宣誓制度というのは、この中では目標 5 の中で位置づけて実施されている事業なのですか。

(事務局)

先ほどからご説明の中に出ておりますが、市には人権の計画が別にございます。そこに性的マイノリティの人権課題などを記載しておりまして、私どもとしては、従前からそういう整理で、男女の計画の中で性的マイノリティの方の関係の事業は、位置づけとしては捉えてはいないという整理でおります。

(西條委員)

男女共同参画課がやっている取り組みなのだけれども、男女の計画の中とは別のものとして扱われているということなのでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。いろいろな課でいろいろな事業をやるわけでございまして、男 女共同参画課の事業全部がこの計画の中に入っているという、そういうことではないのです。

新潟市人権教育啓発推進計画という名称で、そこにさまざまな人権課題として、外国人、水俣病など、本当にさまざまな人権課題について取り上げられております。ですので、市として、決して性的マイノリティの方をまったく考えていないわけではなくて、人権の計画に位置づけてやるものなのか、それとも男女共同参画行動計画で書くのか、そういう整理をどうしたらいいのか、そういうことを含めて考えていくことなのかなと考えています。

(西條委員)

男女共同参画課の取組は、私たちには男女課の事業であると捉えられるので、それが一体 男女の計画の中のどこに入っているのかというのがまず分かりませんでした。また、関連す る計画とこの行動計画とのつながりなどもよく分からないので、そこがどこかに明記されて いると、少し分かりやすかったりするのかなと思いました。

(事務局)

策定部会の中でも同様のご意見がございましたので、今回から性的マイノリティの方をどこに定めていくかということも追記しました。素案の 11 ページの (4)、計画の位置づけで、 (4)にほかの計画との関連性をこのように書いてあるというところの3行目に、「また、性的マイノリティなどの性の多様性については」と、そこに追記しています。

ですので、基本は人権ということが中心になるのですが、かと言って男女の計画の中で「男女」と言っていますが、やはり「男女」だけによらない性、そういう性の多様性というものについてもやはり理解が必要なのではないかというスタンスを、その男女の計画にもその認識を書いたらいいのではないかということで、先ほどの目標5の「性に対する正しい理解の促進」、性に対する理解という目標5のタイトルがございますので、従前、第3次計画からそこに書いてあったということもあるのですけれども、性に関する理解というものの中

で書くといいのではないかという、そういう考えのもとにここに整理しました。

(関島会長)

ありがとうございます。形としてはよく分かりました。

私、セクシュアルなヘルスにかかわる専門職なのですけれども、私が目標5を見たときに、性に関する理解、正しい理解というと、やはりセックスという身体的な性だけではなくて、ジェンダーにおける社会的な性というか、その方がどう自分を認識し、どういう指向性をもってということを含めた性の理解として捉えるので、ここに性的マイノリティの記載があるということは、人権としての問題ということも含めて、本当に学生に話すときには、例えばそういうマイノリティの方は、一回一回、お手洗いとかお風呂に入るとか、そういう場面で向き合うとてもメンタルな繊細な課題であるということを伝えます。それはやはり社会的に見ればマイノリティであって、生きにくさになって人権にかかわる大きな課題であるということまでは、きっと。私の専門からは、分かるけれどもそれほど詳しくないので、できれば、私の考えとしては、事務局からあったようなこの文言の中に、今の現状としてこういう課題があるということは触れておいたほうがいいと思うし、それに対して実際のいろいろなプランがあるので、こういうプランにも触れて、連携して行動しているような、そういう記載があれば、そのプランもあり取り組みもあるということが伝えられ、現状で市としての計画も加味しているということが伝えられるのではないかと思いました。

そして、恐らくLGBT等の専門用語をどう使うかという議論もあると思いますし、それは置いておくとして、やはり言葉として落としておくということも市民へのアピールとしてあったほうがいいのではないかと私は思うので、ここの項目でそのくらいは落としていただきたいと思いました。そして前の 11 ページの記載についても、とても分かりやすく整理されているので、これもすごくいいと思いました。

そうなると、その人権のことはクリアできるかなと思ったのですけれども、皆さんのお話を聞きながらの私の思いつきで話を進めていますが、もっとこういう形がいいのではないかというようなご意見があれば、もっといい形があると思いますので検討したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、もう一つの大きな、貧困についてもあったと思うのですけれども、その話題についてもご意見いかがでしょうか。

今のご意見がいろいろとあったと思うのですけれども、事務局がどのような形で次の検討 をお考えかということを、今ありましたらお願いします。

(事務局)

本当にさまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

性的マイノリティの記述をどこに位置づけたらいいかということは、実は私どもも迷ったところであります。目標5に位置づけましたのは、先ほど申し上げた性に関する理解という、そこをきっかけというか、従前からそこで記載をしていたと、今回もそこがよいかなという、そういうことだったのですが、人権という課題で捉えるということでありますと、男女の計画の中では目標の1というのがいわゆる本当の意味での男女の人権の尊重という、一番のベースになるテーマを目標1で掲げております。ですので、ここの中のいずれか、ここは本当に男女のというところのメインストリームになってきますので、ここの中心課題とは少し馴染みにくいのかもしれないのですが、後段のほうに「男女によらない性の多様性についての理解が必要」という、そういう1文を加えるという、そういう案もあるかなと感じで作業をしていたところです。何かいいアイディアやご提言があれば、お願いします。

(虎岩委員)

ありがとうございます。課長のご意見、すごくいいかなと思っています。1番に位置づけていくことについて。性の多様性への理解のみならず、マイノリティでないことで抱える人権課題についてもその意識を向けていく必要があるというような文章が一文、そのメインストリームの中に入ると、人権の課題とも連携がとれていいかなと、今お聞きして思いました。ありがとうございました。

(関島会長)

ありがとうございます。今、事務局からのお話ですと、現状と課題に入れるのではなくて、 行動計画のどこかでそれに触れていくということでしょうか。

(事務局)

行動計画の中の具体的取組というよりは、例えば目標の1でいうと、17 ページより前が目標1に関する現状や課題などを整理して記載しておりまして、それに関する具体的取組が18 ページからの記載となります。その性の多様性の理解が必要だということに関しての課題認識がまず重要ではないかと考えますので、17 ページの一番最後あたりに記載するというのが一つの方法かなと考えております。

(関島会長)

ありがとうございます。今、16 ページに赤で修正になっている「性別にかかわらず自分らしい」という、そういう感じの内容で。

(事務局)

そうですね。この 16 ページにあるここの修正前が「男女の生き方」と書いておりましたが、ここも今回の性的マイノリティの方への配慮の言葉としまして「男女の」というのではなくて、「性別にかかわらず自分らしい」という言い方に言い換えた部分でございます。こ

ういう記載は何か所か整理をして、全部は難しいのですが、一部のところはこのように記載しております。ここは、社会制度や慣行の見直しなどの話になりまして、次の男性にとっての男女共同参画なども含めまして、このあたりはいわゆる本当の男女の課題を述べている場所になります。性の多様性については、またそれとは違うカテゴリーとして考えたほうが分かりやすいのかなと思いますので、そうではない性もあるのだということを最後に課題認識としてやっていけたらいいのかなと考えております。

(関島会長)

ありがとうございます。皆さん、いかがでしょうか。

(事務局)

では、目標1を基本にしてまいりまして、最終的な整理として、策定部会が今週ございます。その後、最終的にもう一度審議会がございますので、そこで改めてご確認いただくという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(関島会長)

事務局のご提案について、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、性的マイノリティの話題についてはそのように進めるとして、もう1点、時間はけっこう押してきてしまったのですけれども、貧困についての話題の位置づけをご検討いただきたいということなのですけれども、ご意見がありましたらぜひお願いします。

(西條委員)

貧困の部分については、前回の審議会で意見を出しましたが、策定部会の方には目標4と目標6にその貧困の内容ごとに分けて両方に記載していただいき、それからひとり親に限らずさまざまな理由で困難をもっている方ということの目配りでご検討いただけて、お願いした立場としては非常にありがたいと思って感謝しています。

(鈴木委員)

貧困の問題についてはとても大きな問題で、一つ目標をしっかりと立ててもらいたいというほどの大きさかなと思っていましたが、今回、併記ではありますが、タイトルにしっかり入り直したということ、とてもありがたいと思いました。

(関島会長)

ありがとうございます。それでは、概ねよろしいということで、ご意見ありがとうございました。

(事務局)

今日、机上配布いたしました資料の7でございますが、注釈の記載につきましても、次回

ご提示できるように準備を進めてまいりたいと考えております。今の行動計画で補足的に説明を設けてあるところもここで重ねつつ、今回盛り込んでいる素案の中から事務局で少しピックアップしてみたのですが、皆様のさまざまな目で、これについても記述したほうがいいのではないかというところがございましたら、この注釈するにあたりまして、本文の出現箇所をご覧いただくと、その前に十分説明を尽くしているというキーワードもあるにはあるのですけれども、また皆様の目でご覧いただきまして必要と思われるところがありましたら、そちらも含めて準備させていただきたいと思っておりますので、後日、メールでもお電話でも構いませんが、ご意見をいただけると幸いです。よろしくお願いします。

(関島会長)

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、計画素案第5章について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

素案の 61 ページをお開きください。第5章、計画の推進について記載している部分でございます。推進体制で第3次計画と大きく変わる部分は、指標の設定と評価の方法です。その部分については、2月に行った岩手大学の内藤先生による男女共同参画の計画策定講座でも、計画も大事だけれども、それ以上に大事なのは進捗管理の仕方であるということで、成果目標だけではなくて、状況把握のための参考とする指標を設けて、目標達成度と実施の状態を総合して判断するという方法を教えていただきました。

そこで、指標の設定としましては、 (1) として、これまで第3次計画で多く使ってきたような成果指標に加えて、市の状況を把握するための参考指標を多く設けることとしまして、年度ごとの進捗を管理することとしました。この参考指標については、必ずしも指標となる数値が高いからよいとか、低いからだめというようなものではなくて、今、市のこの分野はこのような状態なのだということを、参考のために見ていただく数値としています。そのうえで、評価としては、 (2) にありますように、指標を増やすかわりに評価方法は簡素化します。前回の審議会でもお話ししましたが、個別の分厚い事業評価は若干ボリュームを落とし、かわりに増やした指標の毎年の変化を見ながら、施策の方向ごとの評価を行うということで、審議会の委員の皆様の負担も軽減していきたいと考えておりまして、この点をご了解いただきたいと思います。また、毎年公表しています事業報告書には、審議会からいただいた第3次評価に対してどのように次年度以降取り組んでいくかという所管課のコメントも掲載しまして、そういった形でPDCAをうまく回していきたいと思っております。

その他、(5)といたしまして、計画全体として市独自の事業名などを落とすということで計画を作っておりますので、この計画を初めて見た人も内容が分かるようにということで、

地域推進員という名称を落として、地域における男女共同参画の推進ということにいたしました。

続いて、個別の指標についてご説明しますので、63 ページをお開きください。指標の考え方を上に記載しています。新たに参考指標を設定して、現状を数値で把握できるようにするということで、毎年諮ることのできる指標を増やして、成果指標、参考指標のそれぞれの定義を書いています。目標値については、今回、初めて皆様に案をお見せしましたけれども、考え方としましては、第3次計画から引き続きの項目で、第3次の目標を達成していないという項目については、そのまま第4次計画でも同じ目標としました。それから、新たに増やした項目ですけれども、基本的には参考指標ということで目標を設けておりませんが、ただ、市のほかの計画においても位置づけられている指標については、それらの計画との整合を図るために、成果指標として同じ目標値を掲げています。そのほか、国の計画などと整合を図っています。

また、この項目なのですけれども、前回から追加した項目が二つありまして、紫色の文字 で示しています。一つは、目標2の女性委員割合が 45 パーセント以上の審議会等の割合と いうことです。正誤表をお配りしていますけれども、今ほどご説明した考え方からいきます と、新たに追加した項目なので、参考指標とさせていただきたいと思います。すみません。 「成果」と書いてありますが、「参考指標」です。目標値と、その右の目標設定の考え方な どという部分も、この2項目についても削除していただきたいと思います。申し訳ありませ ん。この項目ですけれども、その上の9と 10、この男女共同参画審議会を含めて、市のさ まざまなことにご意見をいただく審議会などの女性委員の割合を 45 パーセント以上にしよ うということでこれまで頑張ってまいりました。40 パーセントを超えるあたりまでは、声 をかけることで庁内の意識も変わってきたり、実際に女性が増えていくということで順調に 増えてきたのですけれども、近年伸びが鈍化しておりまして、例えばせめて部内で達成でき るようにというようなやり方で増やしてきたということもあるのですが、個別に見ると、女 性を増やしやすいところばかりが増えてしまって、今度は男性が極端に少ない審議会が出て くるというような状況になってきました。それでは本来の目的を見失ってしまうというとこ ろもあり、今までの二つの指標に加えて、45 パーセントの目標を達成している審議会の数 をモニタリングしていこうということで考えており、これを加えて進行管理をしたいと思っ ております。

もう一つ追加した部分は、目標4の要介護認定者数です。これは、多いから、少ないから どうということではないのですけれども、約80万人いる市民のうち要介護認定を受けてい る人がどのくらいいて、このようなペースで増えているとか、だからワーク・ライフ・バラ ンスの視点ではこういう事業が大事だねということを、まさに評価の参考にする指標として 設定したいと考えております。

(関島会長)

ありがとうございます。それでは、皆様、今の説明に対してご質問などをお願いします。 いかがでしょうか。

すみません。私からすごく素朴な質問なのですけれども、先ほど説明がありました指標の一覧の目標2の、紫字になっている新項目の「女性委員の割合が 45 パーセント以上の審議会等の割合」ということなのですけれども、やはりこれだけ見ると、女性委員、45 パーセントでいいのではないかという、目減り感を感じてしまうのですけれども、これはきっとその前の目標の 45 パーセント以上ということを受けていると思うのですが、未達成なのでこのままの目標設定なのだろうとは思うのですけれども、45 パーセントのままにしているあたりは説明いただきたいと思いました。通常、男女共同参画であれば、女性、男性イーブンではないかと思うところが、45 パーセントという数値が出ているととても違和感があるので、質問です。

(事務局)

今、全審議会の中での全女性委員がどのくらいの割合にするかというのが 45 パーセント 以上というところでありまして、やはり女性委員がなりやすい審議会とやや女性委員が少ない分野、特に医療ですとか、土木・建設とか、観光とか、交通系、などの女性委員が少ない分野と段々二極化しつつあるような状況があります。先ほど、全体で 45 パーセントというのをもっていると、少しいびつな、今度は逆の事態ができかねないということがございまして、いわゆるこの 45 パーセントにまだ達成していない審議会をなるべく 45 パーセント以上にもっていきたい、その底上げをすることをウォッチしていきたいという趣旨でこの参考指標を新たに設けたということで、そういう意味では、その 45 パーセントというのは共通の指標というか、私どもとしてはそのような理解でこれを考えました。

(関島会長)

ありがとうございます。その方向性が大事なのではないかと思います。女性が多いところは女性がたくさん入っていて、割合を上げているということですよね。そうではなくて、あらゆる領域、あらゆる分野で女性が活躍できるような指標を設定しているという理解で、承知しました。ありがとうございました。

(田中委員)

計画の推進の部分で、今回とてもシンプルに回していこうということで、とてもいいと思うのですけれども、第3次のときにもそうでしたけれども、例えば一般の市民としてこれを

見たときに、先ほどもおっしゃったPDCAサイクルということがイメージできないというところがあって、シンプルでいいのですけれども、要はこのように回って、次年度に回って、そして5か年やって次にいくみたいなことで、ここの指標をつくったのも、これよりは背中を押しているんだよ、ということが分かる図が一つ入るとものすごく、例えば、公募で審議会に入ってきた人間も、最初は分からないのですね。何のために審議会があるのかすら分からずに入ってきていますけれども、審議会もこの回っているところのこういう役割なのだということが分かるのではないかなと。そのように思いました。

(事務局)

ありがとうございます。検討して入れたいと思います。

(事務局)

少し補足で、指標を増やした形で、数字的に状況を押さえながら、事業評価を併せてしていきたいということの考え方になっております。今までの事業評価、全事業を載せて、最初に皆様にご覧いただいたとおり、相当のボリュームで記載しております。あれも、これからもう少しボリュームを落として、もう少し見やすくという形で、それからこの指標を照らし合わせながら評価ができて、それがまたフィードバックされていくというような、そういう形をイメージしているのですけれども、ただ、そのボリュームをどの程度どのように下げていくかというのは、申し訳ありませんが、もう少し検討をさせていただきたいと思っています。

(関島会長)

皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。